

「ICT活用の手引」

福岡県立朝倉高等学校 定時制課程

令和4年9月1日 第1版

この手引きは、生徒の学びの質の向上に向けた、ICT（1人1台タブレット型端末）の活用にあたって、端末の管理・使用上のルールや注意点を、生徒や保護者等の皆様と共有することで、効果的なICT活用の推進を図るものです。

本手引をお読みくださり、本校の取組への御理解と御協力をいただきますようお願い申し上げます。

1 端末使用の際のルール及び注意点

- 端末は衝撃に弱いのでくれぐれも丁寧に扱うこと。端末を使用するときや持って移動するときに、落としたり、ぬらしたりしないよう、注意すること。
- 端末を家に持ち帰って使用する場合は、事前に「端末借用申請書」を提出した上で本手引の記載事項をきちんと守って使用すること。
- 端末を学習に関係のない目的では使わないこと。学習に関係のない動画の視聴やオンラインゲームなどは固く禁じます。

2 生徒用アカウントの取り扱い

- 自分のアカウント・パスワードは、忘れないように記録する場合は別の紙にするなど適切に管理すること。
- パスワードは、第三者に教えないこと。

3 端末・インターネットの特性及び個人情報の扱い方

- 本人の許可を得ることなく、他人の写真を撮影・掲載したり、録音・録画したりしないこと。
- 自分や他の生徒、家族等の個人情報（名前、住所、電話番号、メールアドレス等）を、ネット上に不用意に書き込まないこと。
- 自他を問わず誹謗中傷等やネット上の差別情報にふれた際は、速やかに情報担当教員に相談すること。

4 健康面への配慮

- 端末を使用する際には良い姿勢を保ち、目と端末画面の間の距離 30 cm以上離すこと。
- 長時間継続して画面を見ないよう、30分に1回は20秒以上画面から目を離し、遠くを見るなどして目を休めること。

5 トラブルが起きた場合の対応

- 端末が故障、破損、紛失した場合、又は盗難にあった場合は、情報担当教員に相談・連絡すること。その際、「グーグルクラスルーム」 または 「電話」で連絡すること。

定時制職員室電話番号 0946-22-2224

- 上記の場合、生徒の故意又は重大な過失によると認められるときは、保護者等に補償を請求することがあること。

- ネットトラブルに関しては、情報担当教員又は次の相談窓口にご相談すること。

[福岡県児童生徒のためのネットトラブル相談窓口](https://www.fukuoka-nenryo.ac.jp/child/0120-494-100/) (電話 0120-494-100)

端末の貸出に関する留意事項

- 1 貸出用の端末を自宅で使用する場合は、「端末借用申請書」に必要事項を記入の上、情報担当教員に提出してください。
- 2 貸出期間中は使用時間・内容に制限を設ける等、健全に利用してください。
- 3 学習活動に使用することが貸出の条件です。学習活動以外の使用は禁止します。
- 4 許可なく端末にアプリケーションをインストールすること及び本体の設定を変更することは禁止します。
- 5 自宅で Wi-Fi に端末を接続する場合はセキュリティに十分に留意すること。端末を駅や店舗等の公衆無線 LAN（無料 Wi-Fi スポット等）に接続することは禁止します。
- 6 写真や動画等の個人情報の保存は禁止します。
- 7 落下等による衝撃や保管場所の温度等に気を付けて丁寧に扱ってください。
- 8 機器の故障や破損、紛失又は盗難等が発生した場合は、速やかに情報担当教員に連絡してください。生徒の故意又は重大な過失によると認められた時は、保護者等に補償を請求することがあります。

端末借用申請書（定時制）

令和 年 月 日

福岡県立朝倉高等学校長 殿

端末の借用について、以下のとおり申請します。端末はオンライン学習の用途のみ使用いたします。

学 年 ・ 番 号	年 番
生 徒 氏 名	
借 用 期 間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

別紙「端末の貸出に関する留意事項」を遵守することに同意します。

※ 留意事項を熟読した上で、に✓を記入してください。

学校記入欄

機 器 管 理 番 号	
端 末 の 種 類	<input type="checkbox"/> クロームブック <input type="checkbox"/> LTE 通信対応SIMカード
貸 出 承 認 日	令和 年 月 日
返 却 日	令和 年 月 日